

## 確 認 書

令和2年4月1日付けで、美深町（以下「甲」という。）と旭川地方道新会名寄士別地区会（以下「乙」という。）との間で締結した「美深町地域見守り活動に関する協定書」（以下「本協定」という。）に定めがあるもののほか、次のとおり確認（以下「本確認」とする。）する。

（事業者の協力内容）

第1条 乙を構成する販売所長が経営する販売所（以下「乙を構成する販売所」とする。）の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）の行なう通常の配達等の業務において、訪問先で当該従業員等が異変等を発見した場合、本確認第3条に定める状況等を総合的に判断し、必要に応じて甲へ連絡するものとする。なお、倒れている等、緊急を要する場合は、当該従業員等が速やかに消防や警察等へ連絡を行うものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 本協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、美深町内で乙を構成する販売所の従業員等が日常的に業務を行なう地域とする。

（異変の状況）

第3条 本確認第1条の異変等とは、対象地域において以下の例示及びそれに類する状況であることを踏まえた上で、乙を構成する販売所の従業員が判断するものとする。

【異変と考えられる参考事例】

- 郵便受けに新聞や郵便物が相当量溜まっている。
- 何日にもわたり、夜になっても洗濯物が物干しに干したままになっている。
- 数回にわたり、訪問時、日中にカーテンが閉じたままになっていたり、電灯がついたままになっている。または、夜中にカーテンが空いたままになっていたり、電灯がついていない。
- 相当期間、除雪が行なわれた形跡がない。
- 前回届けたものが、そのままになっている。
- いつも連絡がとれていた人と連絡がとれなくなっている。
- 家から異臭、異音がする。
- 家から怒鳴り声が聞こえる。
- 話が通じないなど、意思疎通が困難になっている。
- 極端に痩せた。不自然な怪我やアザがある。衣服が異常に汚れている。異臭がする。
- 生活が困窮している状況がうかがわれる。
- その他、明らかに通常と異なる状態である。

（連絡先）

第4条 第1条における甲の連絡先は、美深町地域包括支援センター（電話01656-2-2707）とする。

（秘密保持）

第5条 業務の処理に当たっては、本協定第5条に規定するもののほか、個人情報の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 甲の承諾を得ないで業務に係る個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 本協定を履行するために行なう場合を除き、業務に係る個人情報が記載された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複写し、又は複製してはならない。

（事業者の取組み）

第6条 本協定に基づく協力内容とは別に、乙を構成する販売所の独自の取組みとして、高齢者等の緊急連絡先を把握するなど、自ら緊急時の連絡体制を整えるよう努めるものとする。

本確認の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 北海道中川郡美深町字西町18番地

美深町長

山口 信 夫



乙 北海道旭川市4条通9丁目 旭川北洋ビル  
旭川地方道新会名寄士別地区会

会長

橘 清 光



会員 北海道新聞 矢野販売店 矢野 雅 人

